第九条第一項の表都道府県の項第六号３中「平成十九年七月三十一日付け総財公第百十三号、総財企第九十六号、総財経第九十号」を「平成二十年八月一日付け総財公第百四十号、総財企第七十八号、総財経第二十二号」に改め、同号５中「平成十九年度の地方公営企業繰出金について（平成十九年四月二十日付け総財公第五十八号。以下この表において「平成十九年度繰出基準」という。）」を「平成二十年度の地方公営企業繰出金について（平成二十年六月六日付け総財公第五十八号。以下この表において「平成二十年度繰出基準」という。）」に、「及び平成十九年度」を「及び平成二十年度」に、「以降に発行について同意又は許可を得た」を「及び平成十四年度に発行を許可された」に改め、同号６中「都道府県立病院事業債同意等額は、平成十九年度」を「平成十五年度から平成二十年度までの各年度分の都道府県立病院事業債同意等額は、平成二十年度」に、「平成十五年度以降に」を「平成十五年度から平成二十年度までの各年度において」に、「及び平成十九年度」を「及び平成二十年度」に改め、同号８中「都道府県立大学附属病院事業債」を「平成十五年度から平成二十年度まで